



令和4年度 補助事業等実績報告書

令和5年4月6日

函館市長 工藤 壽樹 様

住所 函館市若松町33番6号

補助事業者等

氏名または団体名 函館市民生児童委員連合会

および代表者氏名 会長 船橋 優子

補助事業等の名称 函館市民生児童委員連合会運営事業

令和4年4月1日函福地をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和5年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	5,200,000円
補助金等領収済額	金	5,200,000円
補助金等領収未済額	金	0円

補 助 事 業 等 の 実 績 書

<p>申請者の概要</p>	<p>設立年月日 昭和26年5月1日 /</p> <p>構 成 員 民生委員・児童委員 710名 /</p> <p>民生児童委員協議会 30民児協 /</p> <p>営む主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各民生児童委員協議会の相互連携と活動の推進 2. 民生委員・児童委員の資質向上
<p>補助事業等の 内 容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民生児童委員協議会の運営指導，支援，連絡調整 / 2. 民生委員・児童委員（含主任児童委員）の職務 および任務に係る指導 / 3. 民生委員・児童委員（含主任児童委員）の研修 / 4. 関係機関・団体等との連絡調整と意見具申活動 / 5. 社会福祉の向上に必要な調査ならびに諸施策の促進 / 6. その他，会の目的達成に必要な活動 /
<p>補助事業等の 実施による 効 果</p>	<p>当連合会では，3年に一度の一斉改選後，民児協運営を円滑にするため，函館市民生児童委員協議会の会長および副会長を対象とし研修会を行いました。 /</p> <p>委員の資質向上のため，北海道民生委員児童委員連盟主催の研修会へ，積極的に参加しました。 /</p> <p>また，民生委員・児童委員の活動内容やその制度等について，広く市民に周知を図るため，市電車両バナー広告，パネル展の開催，ウェルネスF e sはこだてへの企業参加を行いました。 /</p> <p>さらに，年2回の広報紙を発行いたしました。 /</p> <p>その他，心配ごと相談，各関係機関・団体活動に積極的に参加・協力して，地域福祉の充実強化を図りました。</p>

補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額①		本年度決算額②		増減 ②-①		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
会費	10,650,000	10,402,000	10,650,000	10,415,764	0	13,764	
補助金	7,506,000	7,506,000	7,406,000	7,406,000	△ 100,000	△ 100,000	
負担金	286,000	286,000	370,140	370,140	84,140	84,140	
繰越金	155,000	155,000	155,010	155,010	10	10	
雑収入	1,000	1,000	38	38	△ 962	△ 962	
合計	18,598,000	18,350,000	18,581,188	18,346,952	△ 16,812	△ 3,048	

支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額①		本年度決算額②		増減 ①-②		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
事業費	7,156,000	7,156,000	7,028,821	7,028,821	127,179	127,179	
事務費	6,394,000	6,394,000	6,393,744	6,393,744	256	256	
負担金	4,770,000	4,770,000	4,769,500	4,769,500	500	500	
雑支出	248,000	0	234,236	0	13,764	0	
予備費	30,000	30,000	0	0	30,000	30,000	
合計	18,598,000	18,350,000	18,426,301	18,192,065	171,699	157,935	

収支差引額 154,887 円 (次年度繰越)

補助対象事業(繰越金除く) 収入 18,191,942 - 支出 18,192,065 = 収支 △123
(返還不要)

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認められた書類を添付すること。